



# うちなー健康経営宣言

第 536 号

令和 4 年 7 月 25 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

社員の健康増進を図る取り組みを積極的に推進していくことで、社員が仕事にやりがいを感じ、イキイキ楽しく取り組むことができるのではないかと考えます。

同時にプライベートの充実、ワークライフバランスの向上を期待して、うちなー健康経営宣言をしたいと思います。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 適正飲酒対策に取り組む。
7. 血圧管理に取り組む。
8. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
9. メンタルヘルス対策に取り組む。

